

Ⅳ 所有者不明森林の探索

森林経営管理制度は、森林所有者に対し森林の経営管理を促すための制度であり、所有者不明森林の所有者の探索はその根幹を支える重要な業務です。

また、森林経営管理制度で経営管理権集積計画を樹立する際には、所有者不明森林に係る事項の公告という制度があるため、探索に相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定められた方法により探索を行うことが基本となります。

しかし、政令で定められた方法には多大な労力や他の市町村の協力が必要であり、それ以外の方法により探索を補完することにより、事務の効率化を図ることが可能となります。

所有者不明森林を探索する根拠

森林経営管理法第10条及び第24条で「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、確知することのできない不明森林共有者（不明森林所有者）の探索を行うものとする」と定められています。

○探索の目的

意向調査の実施に伴い、

- ・ 郵送したが「あて所に尋ねあたりません」として返送されてしまった
- ・ 訪問して意向調査を実施しようとしたが、居住実態が無いようだった
- ・ 意向調査に対し1か月以上経過しても回答がない



という場合、所有者を探索する必要があります。

北安曇郡白馬村で試験的にアンケート調査を実施したケースでは、事前に林地台帳と森林簿データ、住宅地図を整合させた上で実施し、約4%があて先不明、約17%が期間をすぎても無回答という結果になりました。

(1) 所有者不明森林とは

- ① 林地台帳の所有者に連絡が取れないなど所在が不明である場合
- ② 林地台帳で共有林になっており、共有者の一部の所在が不明である場合
- ③ 林地台帳の所有者もしくは共有者の一部が死亡しており、相続登記されておらず相続人が不明で意向調査ができないもの、または相続登記されている者に連絡が取れないなど所在が不明である場合

となります。

このうち①と②については、森林経営管理法では「不明森林所有者」と「不明森林共有者」として規定されています。

不明森林所有者 法第24条

森林所有者（数人の共有に属する森林にあってはその全部）を確知できないもの

不明森林共有者 法第10条

数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知できないもの

しかしその探索方法としては、森林経営管理法施行令第1条（不明森林共有者の探索の方法）に定められている方法は基本的には同じです。そのため、当マニュアルでは不明森林所有者として説明されている部分は不明森林共有者と読み替えてください。

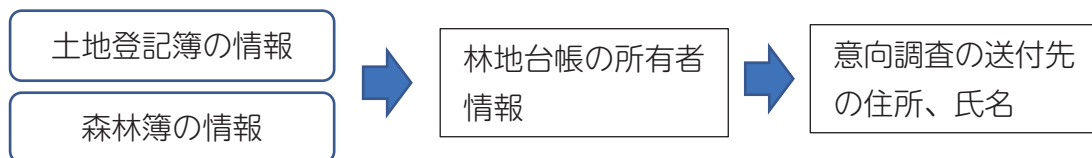
※「不明森林共有者」に特有の探索方法については、(4)-②に記載されています。

なお不明森林所有者が法人である場合の探索方法については、実際の件数が少なく、また政令で定められた方法も個人の場合と必要な書類が異なるだけで、ほぼ同様に扱われているため、ガイドブック等を参考にしてください。

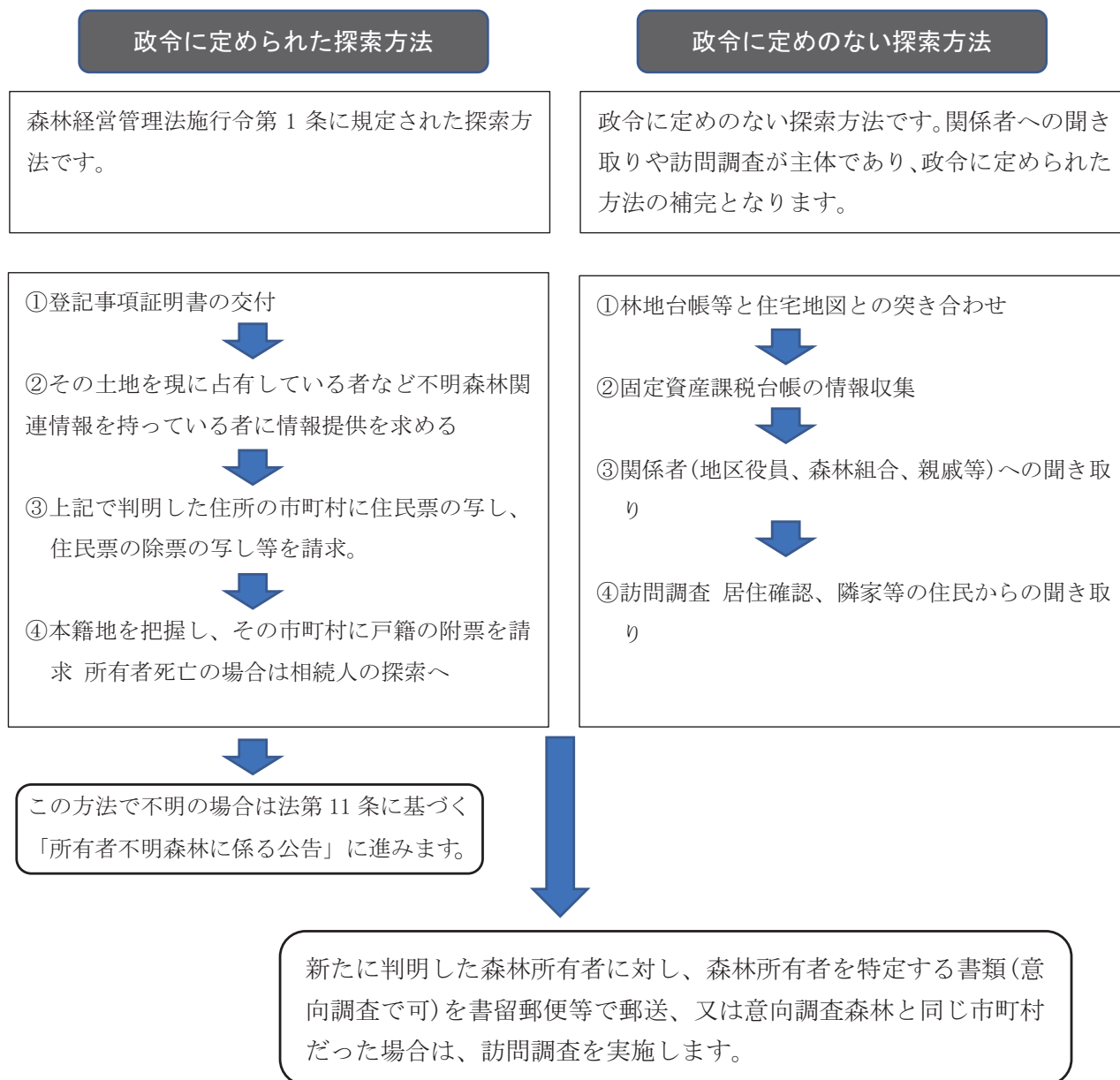
(2) 所有者情報はどこから得たか？

意向調査の送付先である森林所有者情報は基本的に林地台帳から得られていますが、そのバックデータは土地登記簿及び森林簿データが基になっている場合がほとんどです。

また対象地域の地籍調査（国土調査）が完了している場合は、その成果を反映した林地台帳である場合があります。



(3) 不明森林所有者（共有者）探索の基本

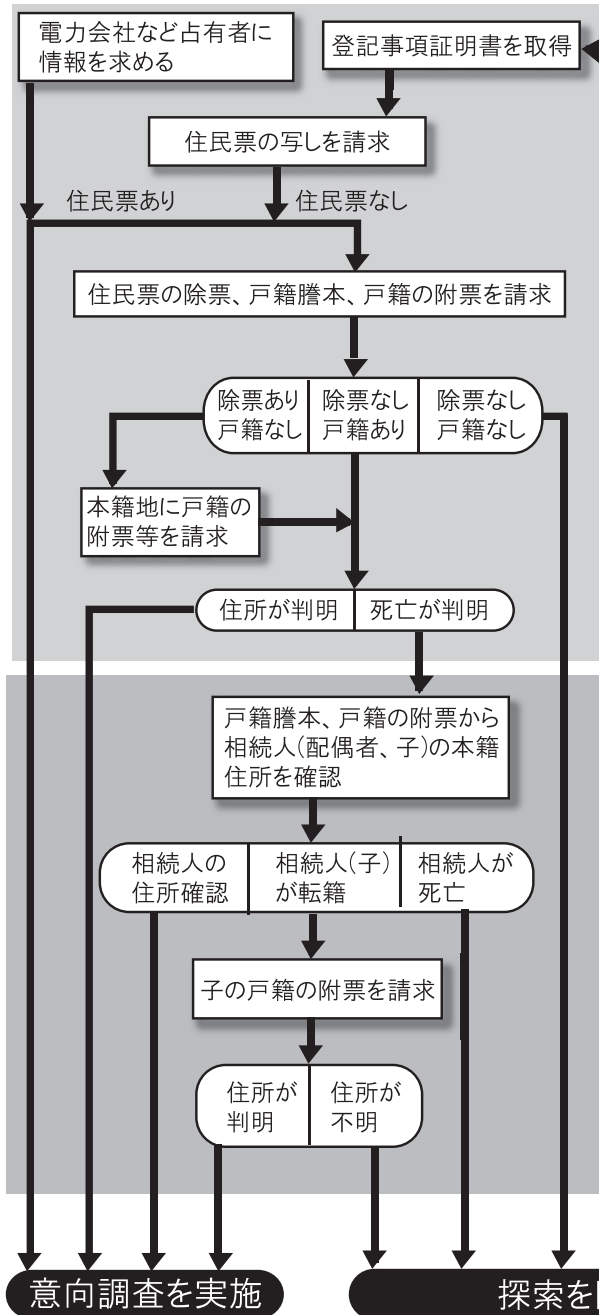


意向調査を実施

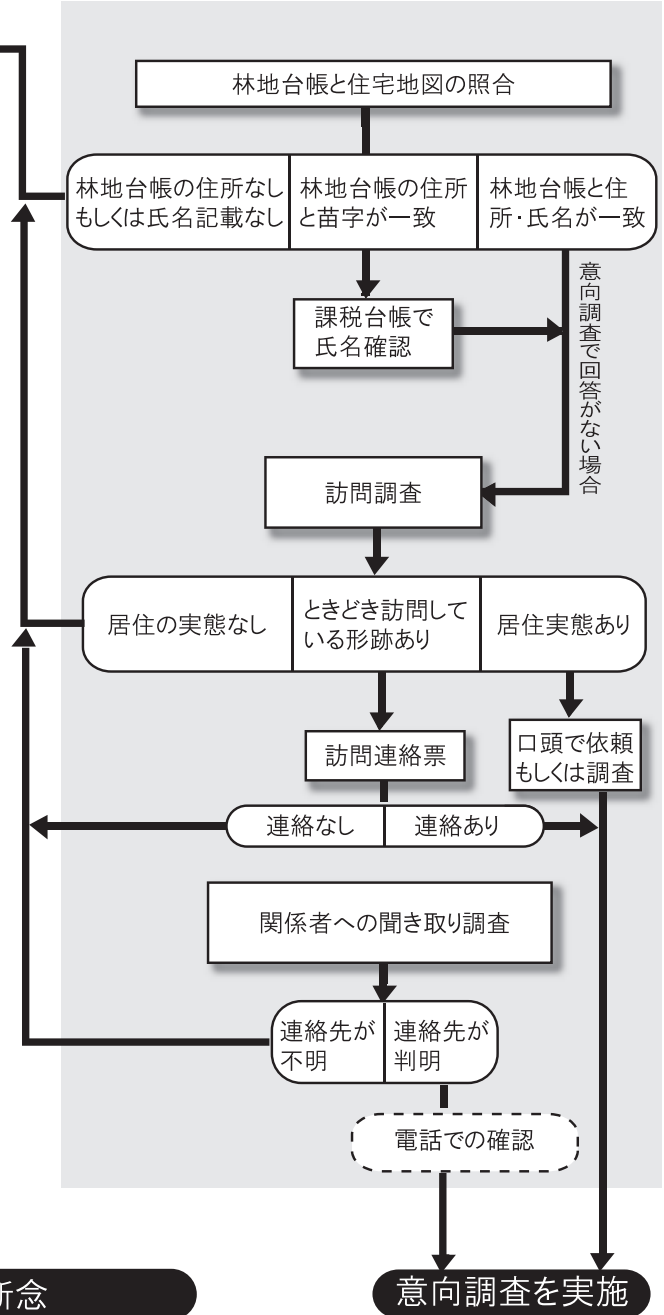
- ・「あて所に尋ねあたりません」と返送
- ・「森林所有者ではない」と記載されて返送
- ・1か月以上返答がない

不明森林所有者の探索開始

政令第1条に定められた探索方法



政令に定められていない探索方法



森林所有者が不明である旨の公告へ

(4) 政令に定められた探索方法

～住民票、住民票の除票、戸籍の附票、戸籍謄本等からの探索～

- ① 林地台帳が土地登記簿情報に基づいていない場合は、最初に所轄する法務局に登記事項証明書を請求し、登記記録上の所有者を把握します。

- ・登記事項証明書の権利部に記載される最後の登記の受付年月日が明治、大正など古い場合は名義人等が既に死亡している可能性が高いため、探索が必要になることが多いといえます。
- ・昭和 32 年 5 月以前は登記の際に住所についての証明書の添付が必要ではなかったため、住所が不正確である可能性があり、留意が必要です。

- ② 占有者等がいる場合は情報提供を求めます。林地の場合、占有者とは電柱や送電線を管理する電力会社等が想定されます。

これは森林の状況確認及び登記簿で地上権（電柱の場合）、地役権（送電線の場合）が設定されていることで判明します。

※不明森林共有者特有の方法

不明共有者を探索する場合は、ここで所在の判明している共有者に不明共有者の情報の聞き取り調査を行います。

- ③ ここまでの調査で判明した当該地の住所の市町村に住民票の写し等を請求し、林地台帳、登記事項証明書と突き合わせます。

転出や死亡などにより住民票の写し等が交付されない場合は、住民票の除票の写し等を請求し、そこで転出が判明した場合は転出先の市町村から住民票の写し等を入手します。転出先の市町村に住民票がない場合、再度住民票の除票の写しを請求し、転出先の市町村から住民票の写しを入手します。（以下現住所が判明するまで繰り返す）

なお、「宛先不明」で返送されてきた場合は、住民票の住所に居住していないと考えられ、最初から住民票の除票の写しを請求することになります。

住民票の写しや住民票の除票の写し、戸籍の附票の写し等の請求方法は別紙 1 のとおりです。

〈名義人が死亡していた場合〉

- ① 住民票の除票の写しで所有権登記名義人が死亡していた場合、住民票の除票の写しに記載されている本籍地を把握します。

本籍地の市町村に戸籍謄本等を請求し、法定相続人（配偶者および子）を確認します。

- ② また戸籍が存在しない場合は除籍謄本を請求し、その戸籍には誰もいないことを確認します。
- ③ 法定相続人が確認できたら、その戸籍の附票の写し、もしくは戸籍の附票の除票の写しを入手し、相続人（配偶者、子）の現住所を確定させます。

ここまでの探索で得られた情報により判明した住所に、森林所有者を特定する書類（意向調査票で可）を書留郵便等で郵送や訪問調査を実施し、返答があれば探索は終了します。

政令第1条の5及び規則第10条では、「森林所有者と思われる者に対し、森林所有者を特定する書類」を書留郵便等で送付することになっています。

この様式については特に定められておらず、ガイドブック等では

不明森林所有者を特定するための書類は、意向調査票等を活用し、森林の所在及び地番、受取人が当該森林の森林所有者であるか否かを記載する項目等を備えた書類で行うこと

とあることから、意向調査票で済むものと判断されます。

当該不明森林の所在する市町村内においては、訪問による確認も認められています。

その後の対応等もあるため、特に市町村内の場合は訪問による確認が望ましいといえます。実際の訪問調査方法については(5)-③を参照してください。

ここまで実施して、なお所有者が不明な場合は「相当な努力が払われたと認められるもの」として、次の段階である法第11条に定められた「所有者不明森林の公告」から「裁定」へと手続きを進めます。

(5) 政令で定める方法以外の探索方法

～住宅地図との照合、関係者への聞き取り、訪問調査による方法～

政令で定める方法は登記事項証明書や住民票、戸籍の附票等、他の市町村に交付を申請し、その結果に基づき再度交付を依頼する必要があるなど、時間、労力とも大きくなります。

地元関係者への聞き取りや訪問調査で森林所有者が特定できれば政令で定める方法の補完となり、事務の軽減につながります。

なお、この探索方法は政令で定められた方法ではありませんので、実施しなくても法第11条に定められた「所有者不明森林の公告」を行なうことができます。

① 住宅地図との照合

「宛先不明」を少なくするためには意向調査を実施する前に住宅地図との照合が有効です。

住宅地図には地番と表札等の居住者代表者氏名が記載されています。

ただし、住宅地図の更新頻度の関係から、すでに亡くなっている方の氏名が記載されている場合もあります。

林地台帳の住所、氏名と住宅地図の住所、氏名が一致した場合、宛先不明で返送される可能性は低いです。

住宅地図の地番と苗字は合致しているが、名前が異なっている場合は、

- ・住宅地図の標記が亡くなった先代であり、すでに林地台帳上で相続人である子や孫の記載になっている場合。
- ・住宅地図の標記が相続人であり、林地台帳が亡くなった先代の氏名のままになっている場合。

の2種類が考えられます。

この場合は、森林法第191条の2に基づき固定資産課税台帳を閲覧※し、納税義務者の情報を入手し、現所有者の氏名を確認します。

※令和2年2月現在、森林法運用通知において、登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報の利用については、届出義務が課せられた平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となったものに限定されていますが、令和元年度の地方分権改革において「森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大」が林野庁関係の重点事項として提案されています。

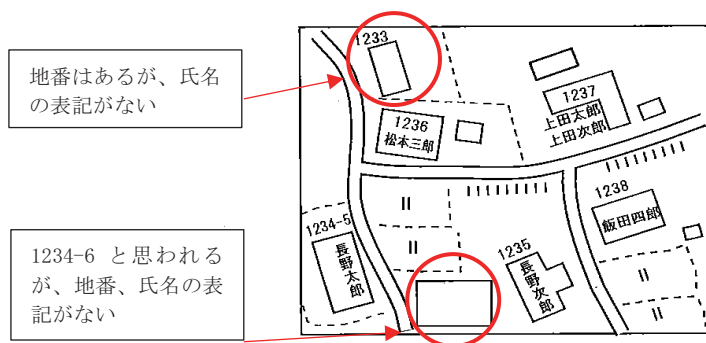
森林法

第百九十一条の二 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当って特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

住宅地図に該当地番がない場合、もしくは地番はあるが、氏名の表記がない場合当該住所に居住している可能性は低いため、意向調査を送付しても「宛先不明」で返送されてくる可能性が高いです。

その場合は(4)又は(5)-②の方法に移ります。



② 地元関係者への聞き取り

地元関係者への聞き取り対象者として考えられる者は…

- ・森林組合、林業事業体など、森林整備の実施による、森林に関する精通者。
- ・地区の区長など、地区の森林の情報を所持している者。
- ・上記聞き取りを通じて判明した、親族等。

聞き取りに当たっての注意事項

- ・「森林経営管理法第4条に基づく経営管理権集積計画」を樹立するために必要な意向調査を実施するためであること。
- ・市町村が法律に基づいて実施するもので情報の管理は厳格に行われること。
- ・委託業者が実施する場合には、できれば市町村職員が同行すること。同行が困難であれば市町村から委託されている旨が記載された書面を提示すること。

聞き取り調査の実例

- ・令和元年に新しい法律ができて、手入れの進んでいない山を〇〇村が調査してより良い山にしていくことになりました。(パンフレット等を見せるとよいでしょう)
- ・そこでこのたび××地区の森林所有者の方〇〇人に、持っている山をどうしていきたいか、意向調査を実施しました。
- ・ところが、役場の林地台帳を元に送付したけれども、△△人と連絡が取れませんでした。
- ・この名簿の中で、現住所、転居先、あるいは施設に入所した人、お亡くなりになった人を御存じありませんか。知り得た情報は厳格に管理していくことを約束します。
- 【それでもわからなかった人について】
- ・だれか情報に詳しい人を知りませんか。(地区の古老や山林管理に長く携わった方など)
- ・これらの方の親戚を知りませんか。

③ 訪問調査

訪問調査を実施するケースとは

- ・該当市町村在住で、意向調査を実施して1か月を経過しても回答がない。
- ・住宅地図に意向調査の宛先と同じ名前が掲載されているのに、「宛先不明」で返送された。
- ・探索(4)の方法で判明した住所が当該森林と同じ市町村であった場合。

これらの場合は訪問して調査を実施することが効果的です。

- ・まず住宅地図等で位置を確認しておきます。
- ・事前に地区の区長さん、役員さんに訪問調査を実施することを周知します。
(意向調査実施前の地区説明会や回覧板、有線放送などで「回答が得られない場合は訪問する」ことを周知することが有効です)

表札等があれば、その名前を確認します。

次に…

- ①居住の実態がある。
- ②居住の形跡は少ないが、ある程度手入れされており、ときどき訪問している形跡がある。

例えば

- ・郵便受けにチラシやダイレクトメールがない、もしくは少ない。
- ・車を止めるスペースなどある程度の草刈や、植木の手入れがされている。
- ・敷地内、もしくは隣接地で耕作が行われている。

- ③まったくの荒れ放題となっており、居住や訪問の実態がない。

の3区分に分けます。

さらに近くで耕作等されている方がいる場合は、事情を説明して情報を得ることも一つの方法です。

訪問調査の結果により

①の場合は直接居住されている方に意向調査への回答をお願いします。お留守の場合は「意向調査の回答のお願い」をポストに入れます。

(4)政令に基づく探索方法で判明した方の場合は「森林所有者であることの確認」を行ったうえで意向調査のお願いをします。

この訪問では、できるだけ居住されている方と会い、もし林地台帳上の所有者が回答できない理由(海外赴任や入院、施設への入所など)があれば、そのことを確認することも必要です。

②の場合は、郵便受け等に「訪問連絡票」を入れ、返答を待ちます。

なお、訪問連絡票は本人が読むとは限らないため、あまり具体的なことは書かず、「連絡し

てください」程度にとどめるのが無難です。(別紙 参考様式)

それでも返答がない場合、③の居住実態がない場合は(4)政令に基づく探索方法を行います。

訪問調査の際の注意事項

- ・身分がはっきりわかるよう、市町村の名前が入った公用車の使用や市町村名の入った作業服、腕章、身分証などを着用します。
- ・外部に委託する場合も市町村から委託を受けていることを明確にします。
- ・必ず複数で訪問します。

【参考】電話番号のみが判明し、電話でお問合せする時の要点

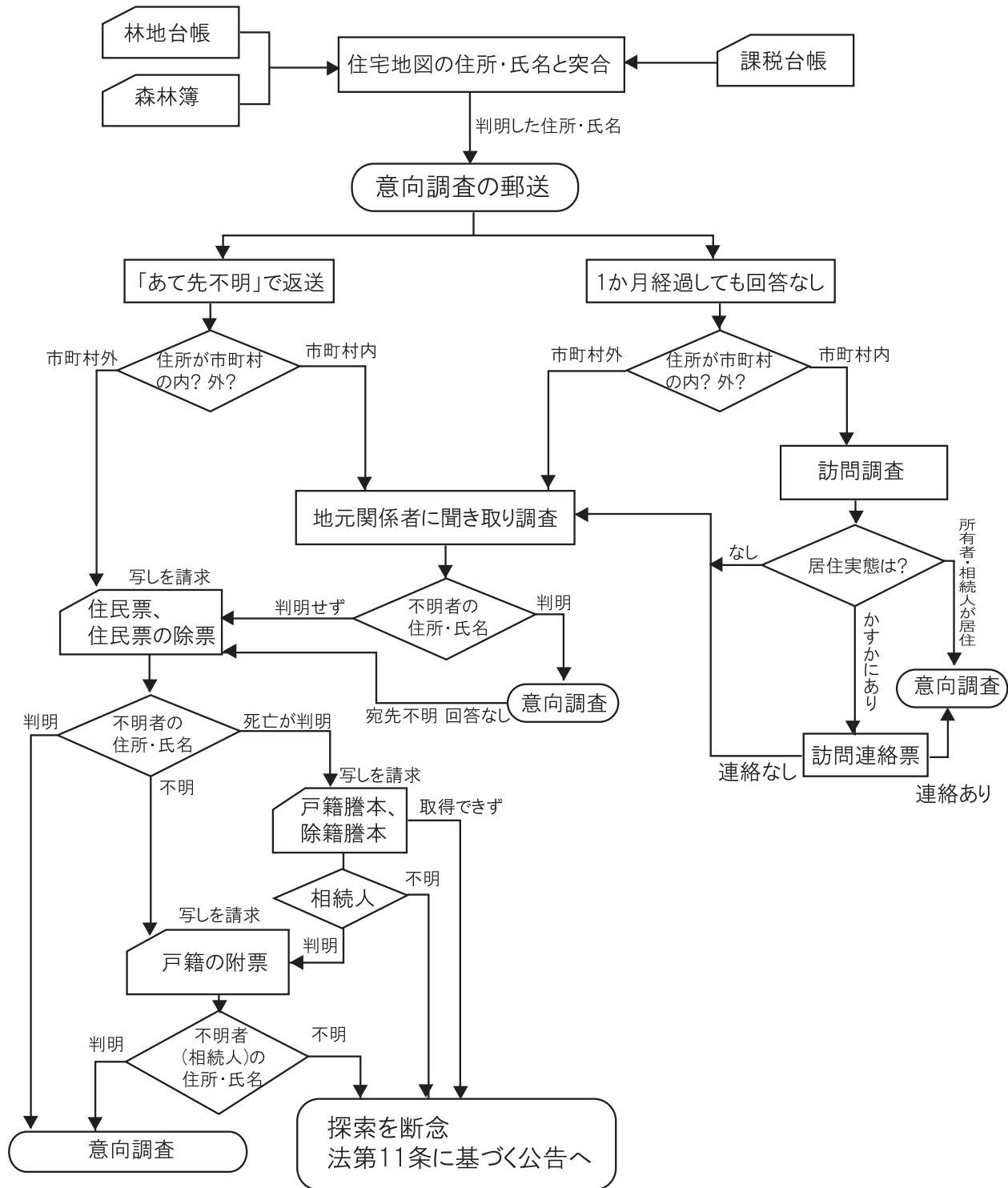
- ・相手方の確認
- ・こちらの身分、電話の趣旨
- ・どうやってそちらの電話番号を調べたか。
- ・アンケート調査の郵送の可否、
- ・アンケート内容の問合せ
- ・住所の確認
- ・お礼

【参考】訪問連絡票の例（適宜内容を修正してください）

〇〇 〇〇 様	令和〇〇年〇月〇日
	〇〇村〇〇〇〇課 課長 〇〇 〇〇
訪 問 連 絡 票	
日頃より当村の林務行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。	
さてこのたび〇〇村では村内の森林の整備にあたり、森林経営管理法に基づき森林所有者の皆さんにご意向を確認させていただき調査を行っています。	
本日は、ご連絡先が分からないことから突然訪問させていただきましたが、お留守のようでしたので、この連絡票で失礼いたします。	
お忙しい中、誠に恐縮でございますが、一度、下記担当者までご連絡をいただきたく、お願い申し上げます。	
担当者 〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇 〇〇村役場〇〇課〇〇係 電話 〇〇 〇〇 〇〇 メール 〇〇 〇〇 担当者 〇〇 〇〇	

市町村や調査地区の立地(市街地に近いor山間部)によって調査方法や条件が異なるため、あくまでも目安とお考え下さい

この章で提案する所在者不明森林(共有者不明森林)の探索方法 時系列でのフローチャート



不明森林所有者の探索において、住民票の写し等や戸籍の附票の写しの交付を求める場合、住民基本台帳法第 12 条の 2 第 1 項や第 20 条第 2 項の規定により「国や地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に該当します。

請求の理由欄に記入する内容

請求するもの	請求の理由欄
住民票の写し	森林経営管理法第 4 条に規定する経営管理権集積計画の策定に必要な情報収集のため、住民基本台帳法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、住民票の写しを請求する。
住民票の除票の写し	森林経営管理法第 4 条に規定する経営管理権集積計画の策定に必要な情報収集のため、住民基本台帳法第 15 条の 4 第 2 項の規定に基づき、住民票の除票の写しを請求する。
戸籍の附票の写し	森林経営管理法第 4 条に規定する経営管理権集積計画の策定に必要な情報収集のため、住民基本台帳法第 20 条第 2 項の規定に基づき、戸籍の附票の写しを請求する
戸籍の附票の除票の写し	森林経営管理法第 4 条に規定する経営管理権集積計画の策定に必要な情報収集のため、住民基本台帳法第 21 条の 3 第 2 項の規定に基づき、戸籍の附票の除票の写しを請求する
戸籍謄本	森林経営管理法第 4 条に規定する経営管理権集積計画の策定に必要な情報収集のため、戸籍法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づき、戸籍謄本を請求する

実際の交付申請方法

別紙様式に必要な項目を記入し、身分証明書の写しを添付の上、当該市町村の住民課等（相手市町村のホームページから分かります）に送付します。

返信用封筒は義務付けられていませんが、同封するほうがよいと思われます。

なお、業務を委託した場合でも、公用請求は必ず市町村名で行う必要があります。

平成 20 年 4 月 28 日付総行市第 102 号 総務省自治行政局市町村課長から各都道府県
住民基本台帳事務担当部長あて通知の質疑応答集から

（問 11）国と委託契約を締結している事業者から、受託事業に関連して住民票の写し等の請求が行われることがあるが、公用請求には当たらず第三者による申出として取り扱ってよいのか。

（答）お見込みのとおり。

○ ○ 第 □ □ 号
令和 年 月 日

△ △ △ △ 長 殿

× × 市 長
○ ○ ○ ○ 印

住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称				
現に請求の任に当たっている者	職名		氏名	
請求に係る者	氏名			
	住所			
基礎証明事項以外の記載事項	☐ 世帯主との続柄 ☐ 本籍地及び筆頭者 ☐ その他 ()			
請求事由				
送付先（機関の所在地）	〒			

（注）

住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第 9 条により、「国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書を提示すること」（写しの添付）が必要です。